

平成 21 年度発注者支援業務等の契約方式等について

国土交通省では、発注者支援業務等（発注者支援業務、公物管理補助業務及び用地事務補助業務）について、民間企業の積極的な参加による競争性の向上を目的として、平成 19 年 12 月 26 日に「国土交通省における随意契約の総点検、見直しについて」を公表し、参加者の有無を確認する公募手続を全廃して企画競争等より競争性の高い契約方式に移行すること、応募要件の設定に際し予め民間参加可能者数が原則 10 社以上あることを確認することなどの改善策をとりまとめたところである。

また、改善策の公表後には、改善策の業界団体への周知や発注関連情報のポータルサイトの設置など、積極的な情報提供に努めてきたところである。

一方で、12 月末の改善策の公表から平成 20 年度業務の入札手続の開始までの期間が 1～2 ヶ月程度であったことから、十分な準備期間を確保して欲しいとの意見もあったところである。また、アンケート結果によれば、民間事業者においても、未経験分野の不慣れによるリスク懸念やマーケット環境の見極め中など、現時点では慎重な姿勢を取っていると伺える面もみられた。

結果として、平成 20 年度業務においては、民間企業の参入が一定程度促進された一方、一者応募となった案件も多いという課題が残る状況となっている。

このため、平成 21 年度の発注者支援業務等における競争性の一層の向上を目的として、平成 20 年 6 月に実施した発注者支援業務等に関する民間事業者へのアンケート結果も踏まえつつ、契約方式、応募要件等について更なる改善策を講じることとする。

1. 応募要件の緩和

アンケートでは、実績要件、資格要件等の緩和を求める意見が多く見られた。

これらの意見を踏まえ、民間参加可能者数を大幅に拡大するため、技術等の評価を行う企画競争方式又は総合評価落札方式において、応募要件の更なる緩和を行う。

(1) 企業及び管理技術者に求める実績要件

民間企業による新規参入を促進するため、企業及び管理技術者に求める実績要件の一段の緩和を行う。

特に企業に求める実績については、当該業務分野における経験を重視した技術力確保を目的とした同種・類似業務の実績要件から、必要最小限の技術力確保を目的とした実績要件へ変更することにより大幅な緩和を行う。

(2) 管理技術者に求める資格要件

平成 20 年度業務より技術士などの一般的に認知されている資格で参加可能としており、基本的には同じ要件とするが、更なる緩和が可能な技術審査業務及び用地補償総合技術業務については、一段の緩和を行う。

(3) 中立性要件

発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の請負者等との利益相反を防止するための中立性要件について、当該要件に該当する者が必要最小限となるよう見直しを行う。

(4) 管理技術者の直接雇用関係

平成 20 年度業務では、企業と管理技術者に参加表明書の提出時点で 3 ヶ月以上の直接雇用関係を求めていたが、契約の締結までに技術者を雇用して新規参入をすることも可能となるよう、履行期間中の直接雇用関係を求める要件に緩和を行う。

2. 契約条件の見直し

アンケートでは、多くの技術者を専属的に配置する業務の特性から、技術者を確保した上で競争の結果受注できなかった場合のリスクを懸念する意見が多く見られた。また、会社の規模に比して発注規模が大きいいため、発注ロットの細分化を求める意見も多く見られた。

これらの意見を踏まえ、契約条件に関して以下の改善策を講じる。

(1) 発注ロットの縮小

業務遂行上の効率性及びコストを勘案した上で、発注ロットの縮小を図ることとする。

(2) その他の課題

アンケートで意見のあった、複数年度契約の導入及び共同企業体による業務参加については、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の導入可能性及び設計共同体制度の活用方策について、引き続き検討を行うものとする。

3. 準備期間の確保

アンケートでは、業務着手に向けた準備期間の確保等のために早い段階で契約の相手方を特定して欲しいとの意見が多く見られた。

平成20年度は、年度当初を履行開始日とする業務において、前年度3月末に契約の相手方を特定していたが、これらの意見を踏まえ、技術者の配置や活動拠点の準備等の期間を確保するために、3月上旬に契約の相手方を特定できるよう入札契約手続の前倒しを行う。

4. 情報提供の拡充

アンケートでは、発注の見通しの公表や手続開始の公示など、個別案件の発注関連情報について、より早い時期により詳細な情報の提供を求める意見が多く見られた。また、高速道路株式会社や都道府県政令市からの受注実績など、応募要件の緩和により既に認められている実績についての緩和を求める意見が比較的多く見られるなど、応募要

件等の詳細については、十分に伝わっていない面も見られた。

このため、3. の準備期間の確保に加え、情報提供の拡充のための措置を講じる。

(1) 民間事業者向け説明会の開催

契約方式や応募要件の見直し内容等の情報提供を行うため、各地方整備局において、入札公告等に先立ち民間事業者向けの説明会を開催する。

(2) 入札公告に掲載する情報の充実

インターネット等により簡易な方法で入手できる入札公告において、具体的な応募要件を記載するなどの情報の充実を図る。

(参考) 平成 21 年度当初を履行開始日とする業務における入札契約
手続スケジュールのイメージ

11 月下旬以降 発注の見通しの公表

12 月 各地方整備局で応募要件等に関する民間事業者向け説明会を開催

12 月下旬以降 入札公告又は手続開始の公示

3 月上旬以降 開札又は特定

4 月 1 日 履行開始

5. 総合評価落札方式の試行の拡大

平成 19 年 12 月 26 日に公表した「国土交通省における随意契約の総点検、見直しについて」において、発注者支援業務等について総合評価落札方式の試行を開始し、2～3 年後の本格導入を目指すこととしている。

この方針に基づき、平成 20 年度においては約 100 件程度で総合評価落札方式を導入したところであるが、平成 21 年度においては、一般競争入札による総合評価落札方式の拡大を図ることとする。